

「住宅瑕疵担保責任保険・住宅瑕疵担保責任任意保険」「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険」、「既存住宅売買瑕疵担保責任保険」「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」「既存住宅個人間売買・引渡後リフォームセット瑕疵保証責任保険」「共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険」重要事項説明書 追補版

申込日が平成 26 年 2 月 1 日以降の保険契約に係る 現場検査手数料の取扱いについて

1 適用する現場検査手数料

- ・申込日が平成 26 年 2 月 1 日以降であり、かつ、最終現場検査完了日が平成 26 年 4 月 1 日以降の保険契約に係る現場検査手数料（検査回数が 2 回以上の場合、全検査に係る現場検査手数料の合計額をいいます。）は、平成 26 年 2 月 1 日改定（※）の現場検査手数料（以下「新現場検査手数料」といいます。）を適用します。
※本改定は、これまでの消費税率 5% に対応した現場検査手数料について、消費税率 8% に引き上げられた後の手数料として改定するものです。

2 現場検査手数料の請求方法

- ・申込日が平成 26 年 2 月 1 日以降であり、かつ、保険契約申込書に記載の最終現場検査予定日が平成 26 年 4 月 1 日以降の保険契約については、新現場検査手数料を請求いたします。
- ・申込日が平成 26 年 2 月 1 日以降であり、かつ、保険契約申込書に記載の最終現場検査予定日が平成 26 年 3 月 31 日以前の保険契約については、平成 26 年 2 月 1 日改定前の現場検査手数料（以下「旧現場検査手数料」といいます。）を請求いたします。

3 現場検査手数料の差額分を返戻する場合

- ・当社が新現場検査手数料を収受した保険契約の最終現場検査完了日が平成 26 年 3 月 31 日以前となった場合、旧現場検査手数料を適用し、新現場検査手数料との差額分を返戻いたします。

4 現場検査手数料の差額分を追徴する場合

- ・当社が旧現場検査手数料を収受した保険契約の最終現場検査完了日が平成 26 年 4 月 1 日以降となった場合、新現場検査手数料を適用し、旧現場検査手数料との差額分を追徴いたします。ただし、申込日が平成 26 年 1 月 31 日以前の保険契約は除きます。

消費税率引き上げに伴う 保険料および現場検査手数料の改定について

消費増税に伴い、 保険料および現場検査手数料を改定いたします。

平成26年4月より消費税が8%に引き上げられることにともない、
保険料および現場検査手数料を改定いたします。

保険料および現場検査手数料の新料金を適用する時期は、保険申込日および
最終現場検査完了日によって異なります。



保険料について

平成26年4月1日以降に保険申込みいただく契約から、新保険料を適用いたします。

現場検査手数料について

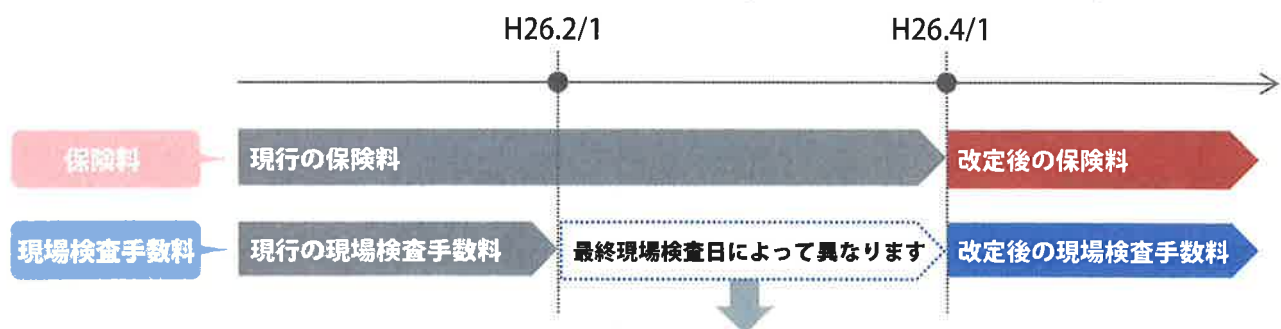
平成26年2月1日以降に保険申込みいただき、かつ、最終現場検査完了日が平成26年4月1日以降
の契約から、新現場検査手数料を適用いたします。

※現場検査が複数回ある場合、最終現場検査完了日が平成26年4月1日以降であれば、それ以前の現場検査完了日
が平成26年3月31日以前の場合であっても、全ての現場検査手数料について新たな消費税率が適用されます。

※保険申込時にご記入いただいた最終現場検査予定日で検査手数料をいただきますので、最終現場検査完了日
により、料金変更となる場合があります。その場合、差額を追徴または返戻させていただきます。

料金の改定時期のイメージ図

保険申込日*が以下のどの期間に当てはまるかによって、適用料金が異なります。



保険申込日が2月1日～3月31日かつ、

- ① 最終現場検査完了日が3月31日以前 ⇒ 現行の現場検査手数料
- ② 最終現場検査完了日が4月1日以降 ⇒ 改定後の現場検査手数料

※保険申込日は、保険契約申込書の「申込日」にご記入いただいた日とします。



〒105-0011

東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

TEL:03-6435-8874 FAX:03-3432-0572

まもりす

検索

HP <http://www.mamoris.jp/>

※記載事項は平成26年1月27日現在のものです。

2065021401R

現場検査手数料について

現場検査手数料については、平成26年2月1日以降に保険申込みし、かつ、最終現場検査完了日が平成26年4月1日以降の場合、改定後の料金（新税率）が適用されます。



まもりすまい保険(新築) 現場検査手数料

戸建住宅（1回あたり／税込み）

申込区分	料金区分	床面積区分				
		100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 500㎡未満
保険単独申込	現行(5%)	10,090円	11,660円	14,810円	15,940円	19,990円
	改定後(8%)	10,370円	11,990円	15,230円	16,390円	20,560円
建設住宅性能評価住宅		現場検査は省略できるため、現場検査手数料はいただきません。				

※必要な現場検査の回数は、申請建物の階数により決まります。（地階を含む階数が3階以下の場合は2回、4階～9階の場合は3回等）
※床面積が500㎡以上の場合はお問い合わせください。

共同住宅（1回あたり／税込み）

申込区分	料金区分	床面積区分				
		500㎡未満		500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
		耐火建築物以外	耐火建築物			
保険単独申込	現行(5%)	20,480円	27,300円	32,550円	55,650円	95,550円
	改定後(8%)	21,070円	28,080円	33,480円	57,240円	98,280円
建設住宅性能評価住宅		現場検査は省略できるため、現場検査手数料はいただきません。				

※必要な現場検査の回数は、申請建物の階数により決まります。（地階を含む階数が3階以下の場合は2回、4階～9階の場合は3回、10階～16階の場合は4回等）

保険料について

平成26年4月1日以降に保険申込みいただく契約から、新保険料※を適用いたします。

※保険料は非課税ですが、消費税率の引上げに伴い増額となる費用について、保険料の改定を行うものです。



まもりすまい保険(新築) 保険料

戸建住宅 保険単独申込・基本契約（保険金支払限度額2,000万円）

加入コース	料金区分	床面積区分				
		100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 180㎡未満	180㎡以上
中小企業者 コース	現行	42,390円	45,820円	52,750円	59,520円	69,720円
	改定後	42,820円	46,250円	53,180円	59,950円	70,150円
通常コース	現行	47,120円	50,640円	57,680円	63,280円	74,620円
	改定後	47,550円	51,070円	58,110円	63,710円	75,050円

※一戸建住宅の場合は、当該住宅の建設費にかかわらず、希望により、保険金額を3,000万円、4,000万円、5,000万円とするオプション契約の利用が可能です。その場合の保険料はお問い合わせください。
※保険料には、紛争処理負担金及び故意・重過失担保特約保険料を含みます。（ただし、「特別（オプション）契約」では、故意・重過失による損害に支払う保険金は、2,000万円を限度とします。

共同住宅 保険単独申込

共同住宅の保険料＝平均専有面積別戸あたり保険料×保険申込住宅戸数

加入コース	料金区分	平均専有面積区分					
		40㎡未満	40㎡以上 55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 85㎡未満	85㎡以上 130㎡未満	130㎡以上
中小企業者 コース	現行	23,180円	28,470円	33,900円	38,000円	42,260円	54,660円
	改定後	23,500円	28,790円	34,220円	38,320円	42,580円	54,980円
通常コース	現行	24,060円	30,580円	36,010円	40,110円	44,920円	59,050円
	改定後	24,380円	30,900円	36,330円	40,430円	45,240円	59,370円

※専有面積：区分所有法第2条第3項に規定する専有部分の床面積（区分所有建物でない場合は当該相当する床面積）をいい、壁芯により算出します。
共用部分（共用廊下、共用階段、管理事務室、集会室、バルコニー等）の床面積は除外します。
※平均専有面積：保険付保の如何に拘らず、住棟内の全ての住宅の専有面積の合計を住棟内の全ての住宅戸数で除した面積をいいます。
※保険申込住宅戸数：保険を付保する住宅（住棟）において保険申込みを行う住戸数をいいます。

まもりすまいリフォーム保険、まもりすまい大規模修繕かし保険、まもりすまい既存住宅保険、まもりすまい売買・リフォームセット保険につきましても、新築保険同様に保険料および現場検査手数料を改定いたします。

- 保険料 …平成26年4月1日以降に保険申込みいただく契約から、新保険料を適用いたします。
- 現場検査手数料…平成26年2月1日以降に保険申込みいただき、かつ、最終現場検査完了日が平成26年4月1日以降の契約から、新現場検査手数料を適用いたします。

詳細な料金については、全国の保険申込窓口にお問合せください。